

写

平成30年10月12日

東京都議会議長 尾崎大介 殿

東京都知事 小池百合子 殿

東京都人事委員会委員長

青山 侑

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、
一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙
第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、人事制度等について別紙
第3のとおり報告します。

目 次

別紙第 1	職員の給与に関する報告（意見）	
I	職員と民間従業員の給与比較	1
II	生計費・雇用情勢・国家公務員の給与等	7
III	給与改定等	9
IV	勧告実施の要請	13
別紙第 2	職員の給与に関する勧告	15
別紙第 3	人事制度及び勤務環境等に関する報告（意見）	37
I	人材の確保と活用	38
II	働き方改革と職員の勤務環境の整備	43
III	公務員倫理の徹底	48
参考資料		51